

## 第1節 海上災害応急対策

### 【第1節の施策体系】

第1節 海上災害 応急対策	第1 市の組織動員	P.469
	主担当：危機管理室	
	第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡	P.471
	主担当：危機管理室	
	第3 通報連絡体制	P.471
	主担当：危機管理室	
	第4 事故発生時における応急措置	P.473
	主担当：危機管理室、堺海上保安署	
第5 事故対策連絡調整本部の設置	P.475	
主担当：危機管理室、堺海上保安署		

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。

### 第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制

##### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な海上事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

## (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監）の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織及び運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備 1 号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備 2 号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

#### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

#### 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

### 第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

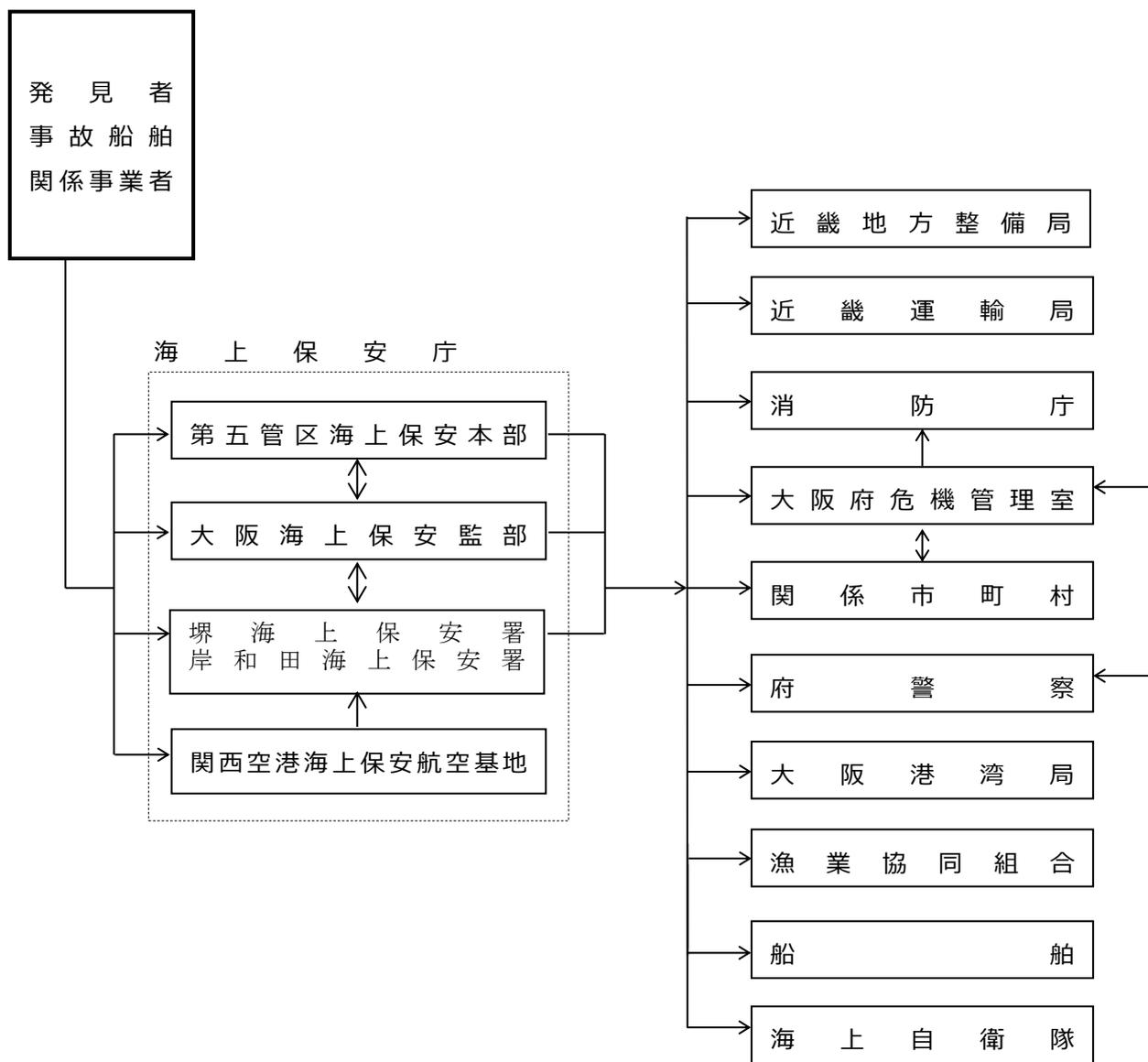
市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第 3 通報連絡体制

【危機管理室】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡は、次による。

## 1 通報系統



## 2 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類、品名、数量又は施設名並びに危険物等の種類、品名、数量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

## 第4 事故発生時における応急措置

【危機管理室、堺海上保安署】

市は速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置の協力を行う。

### 1 災害広報

#### (1) 船舶への周知

堺海上保安署及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

#### (2) 沿岸の市民への周知

市及び防災関係機関は、沿岸の市民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により、沿岸の市民に対して周知する。

### 2 流出油等の防除措置

#### (1) 市、府

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、大阪海上保安監部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で府知事若しくは関係市町長が必要と認めたととき、又は府知事若しくは関係市町長が必要と認めたとときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

カ 市は、必要に応じて、周辺の市民に対して避難誘導を行う。

#### (2) 堺海上保安署

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油等の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握した上で、適切な防除方針を決定する。

ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言、指導を行う。

エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講ずるよう命じる。

オ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講ずることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会による流出油等の防除活動が行われる場合は、必要に応じて活動の調整を行う。

### (3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部の要請（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律41条の2）に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

### (4) その他の防災関係機関等

堺海上保安署又は府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

## 3 積油の抜取

堺海上保安署は、タンカー事故に際して関係企業を指導、監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜取を行わせる。

## 4 消火活動

### (1) 海面及び事故船舶の火災

堺海上保安署、消防局は、大規模な海上災害の発生に備え、業務協定等により連携して消火活動を行うための体制の整備に努める。また、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

### (2) 沿岸部の火災

消防局は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

## 5 船舶交通の制限等

### (1) 船舶交通の制限

堺海上保安署は、危険物等により、火災が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限、禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講ずる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

## (2) 船舶交通の危険防止

堺海上保安署長は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

## 第5 事故対策連絡調整本部の設置

【危機管理室、堺海上保安署】

市は、ふ頭又は岸壁に係留されたタンカー事故の場合、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、事故対策連絡調整本部を設置することができる。

### 1 構成及び設置場所

#### (1) 構成

堺海上保安署、近畿運輸局、府、府警察、関係市町（消防機関を含む）、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

#### (2) 設置場所

堺海上保安署又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

### 2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告し、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議の上必要な措置をとる。

## 第2節 航空災害応急対策

### 【第2節の施策体系】

第2節 航空災害 応急対策	第1 市の組織動員	P.476
	主担当：危機管理室	
	第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡	P.478
	主担当：危機管理室	
	第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	P.478
	主担当：危機管理室	
	第4 その他の地域	P.478
	主担当：危機管理室	

市及び防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な航空事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制

##### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な航空事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な航空事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

##### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

**ア 設置基準**

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

**イ 閉鎖基準**

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

**ウ 本部の所掌事務**

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

**2 組織及び運営**

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

**3 職員動員計画****(1) 配備の基準**

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

#### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

#### 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

### 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

市は、航空災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は既に設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

### 第4 その他の地域

【危機管理室】

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

## 第3節 鉄軌道災害応急対策

### 【第3節の施策体系】

第3節 鉄道災害 応急対策	第1 市の組織動員	P479
	主担当：危機管理室	
	第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡	P.481
	主担当：危機管理室	
	第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	P.481
	主担当：危機管理室	
	第4 情報収集伝達体制	P.481
	主担当：危機管理室	
第5 鉄軌道事業者の災害応急対策	P.482	
	主担当：危機管理室、鉄道事業者	

鉄軌道事業者及び市、府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 第1 市の組織動員

【危機管理室】

#### 1 組織体制

##### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄軌道事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な鉄軌道事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

##### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織及び運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

## (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

## 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

---

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

## 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

---

【危機管理室】

市は、鉄軌道災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は既に設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

## 第4 情報収集伝達体制

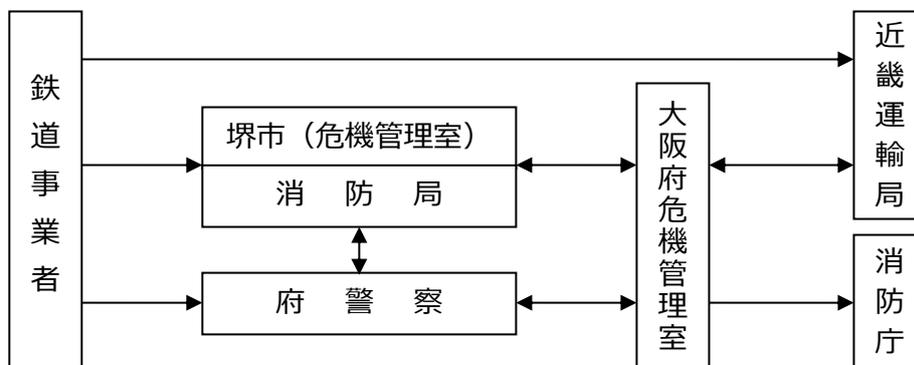
---

【危機管理室】

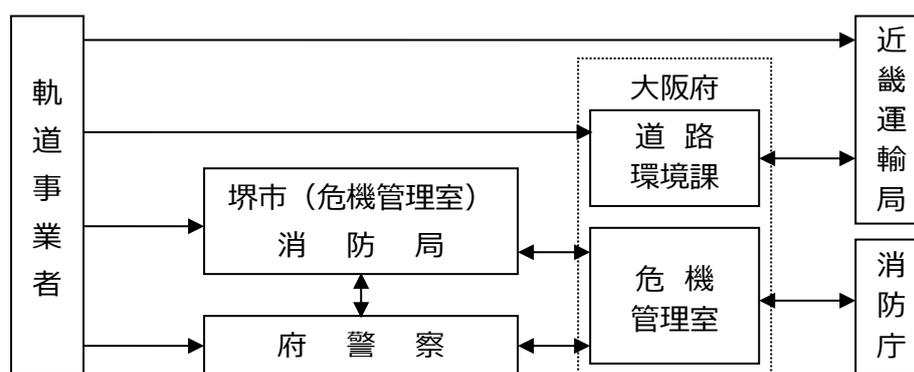
大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

## 1 情報収集伝達経路

### (1) 鉄道事業者



### (2) 軌道事業者



## 2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

## 第5 鉄軌道事業者の災害応急対策

【危機管理室、鉄道事業者】

鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

### 1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

## 2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

## 3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

## 4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

## 第4節 道路災害応急対策

### 【第4節の施策体系】

第4節 道路災害 応急対策	第1 市の組織動員	P.484
	主担当：危機管理室	
	第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡	P.486
	主担当：危機管理室	
	第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	P.486
	主担当：危機管理室	
	第4 情報収集伝達体制	P.486
	主担当：危機管理室	
	第5 道路管理者の災害応急対策	P.487
	主担当：危機管理室、建設局	

道路管理者及び市、府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

### 第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、道路上の大規模な事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制

##### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある道路上の大規模な事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な道路事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること

- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

## (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織及び運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

#### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

#### 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

### 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

### 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

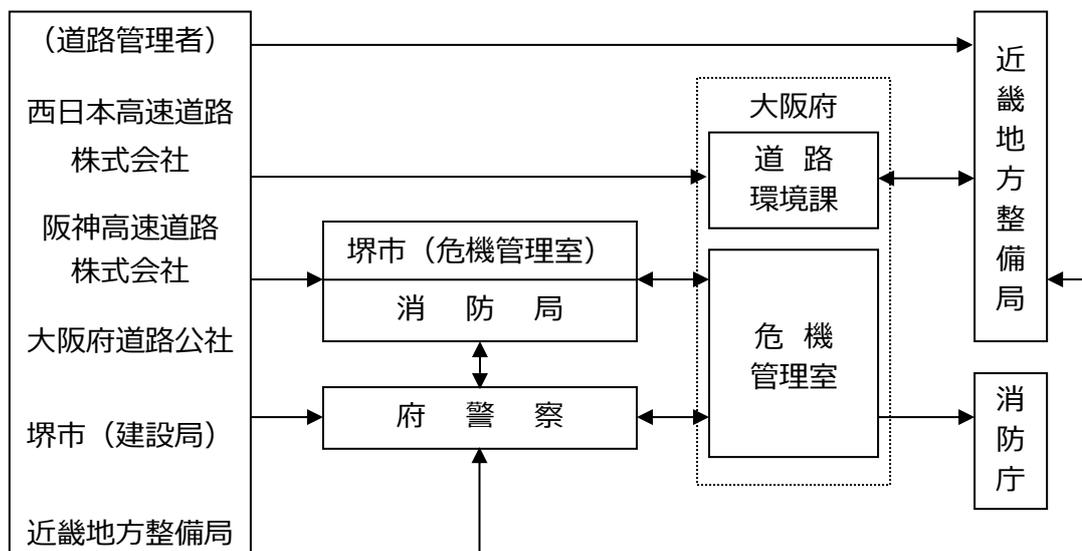
市は、道路災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は既に設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

### 第4 情報収集伝達体制

【危機管理室】

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

### 1 情報収集伝達経路



### 2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

## 第5 道路管理者の災害応急対策

【危機管理室、建設局】

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

### 1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

### 2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

### 3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

### 4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

## 5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

## 第 5 節 危険物等災害応急対策

### 【第 5 節の施策体系】

第 5 節 危険物等 災害応急対策	第 1 市の組織動員	P.489
	主担当：危機管理室	
	第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡	P.491
	主担当：危機管理室	
	第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	P.491
	主担当：危機管理室	
	第 4 危険物災害応急対策	P.492
	主担当：危機管理室、消防局	
	第 5 高圧ガス災害応急対策	P.493
	主担当：危機管理室、消防局	
	第 6 火薬類災害応急対策	P.495
	主担当：危機管理室、消防局	
	第 7 毒物劇物災害応急対策	P.496
	主担当：危機管理室、健康福祉局、消防局	
	第 8 管理化学物質災害応急対策	P.498
	主担当：危機管理室、環境局、健康福祉局、消防局	

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺の市民に対する危害防止を図る。

### 第 1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な危険物等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制

##### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な危険物事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な危険物事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織及び運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

## 3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

**4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知**

市長は、対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

**第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡**

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

**第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置**

【危機管理室】

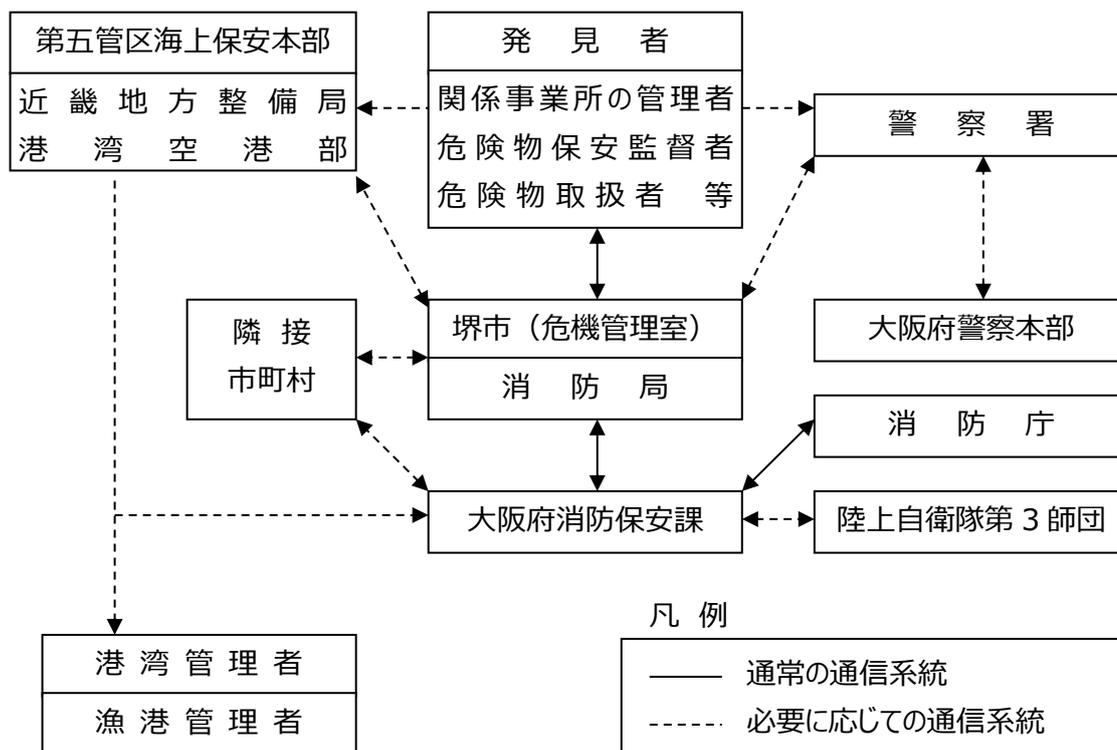
市は、危険物災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は既に設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

## 第4 危険物災害応急対策

【危機管理室、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



### 2 市（危機管理室・消防局）

- (1) 市（危機管理室・消防局）は、関係機関と密接な連絡をとり、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市（危機管理室・消防局）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺の市民に対する人命安全措施及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。
- (3) 市（危機管理室・消防局）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 3 府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

### 4 事業者

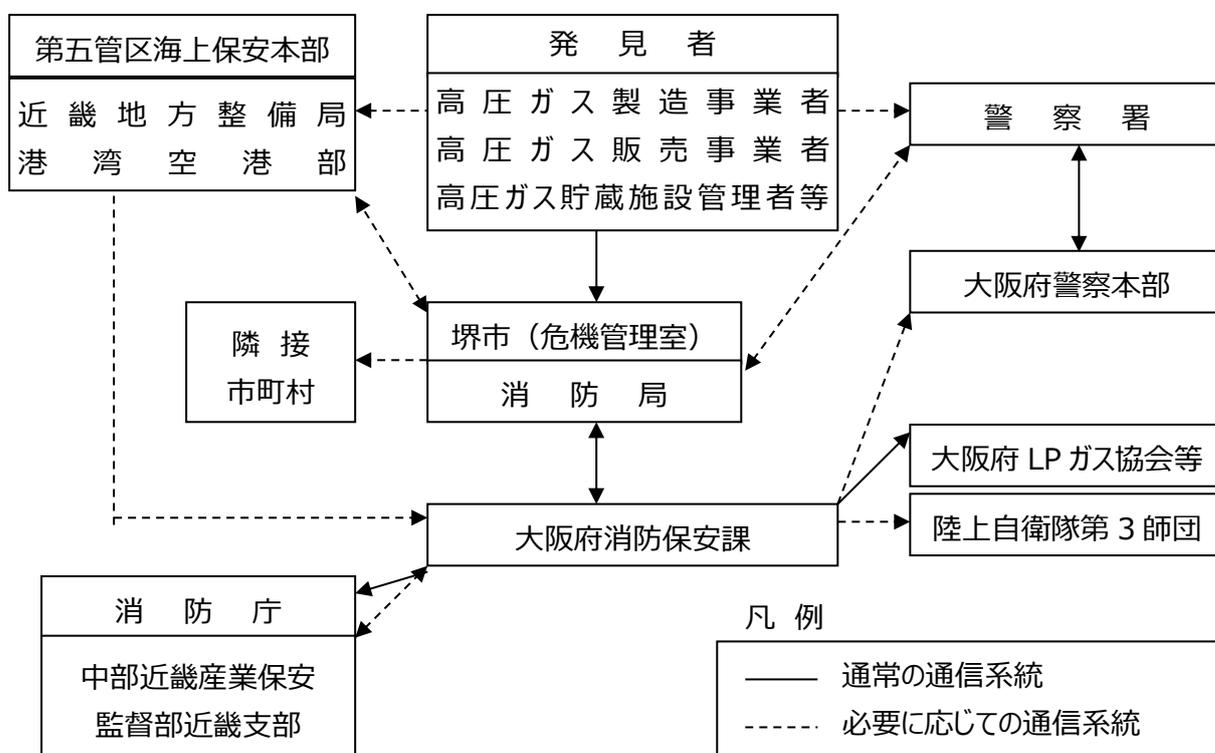
- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市（危機管理室・消防局）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び災害対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第5 高圧ガス災害応急対策

【危機管理室、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 2 市（危機管理室・消防局）

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、市は、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

## 3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

## 4 府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

## 5 事業者

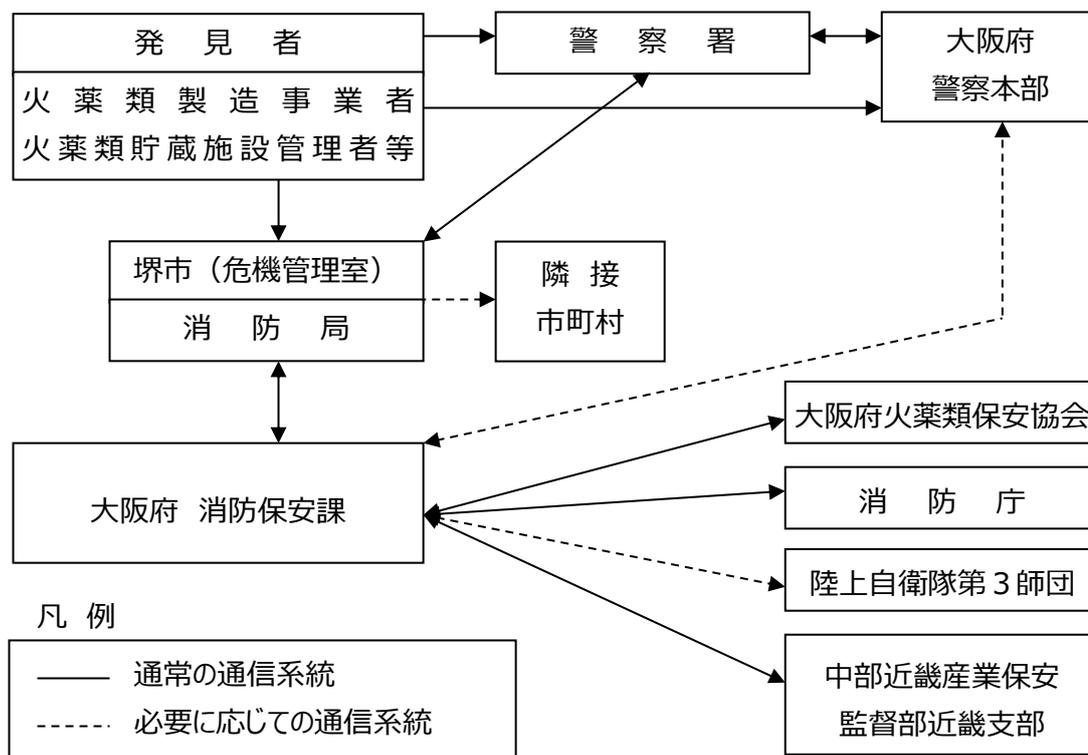
- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、市及び府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第6 火薬類災害応急対策

【危機管理室、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



### 2 市（危機管理室・消防局）

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、市は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

### 3 府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を講ずる。

### 4 府警察

(1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を講ずる。

(2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域

からの避難の指示等災害拡大防止の措置を講ずる。

## 5 事業者

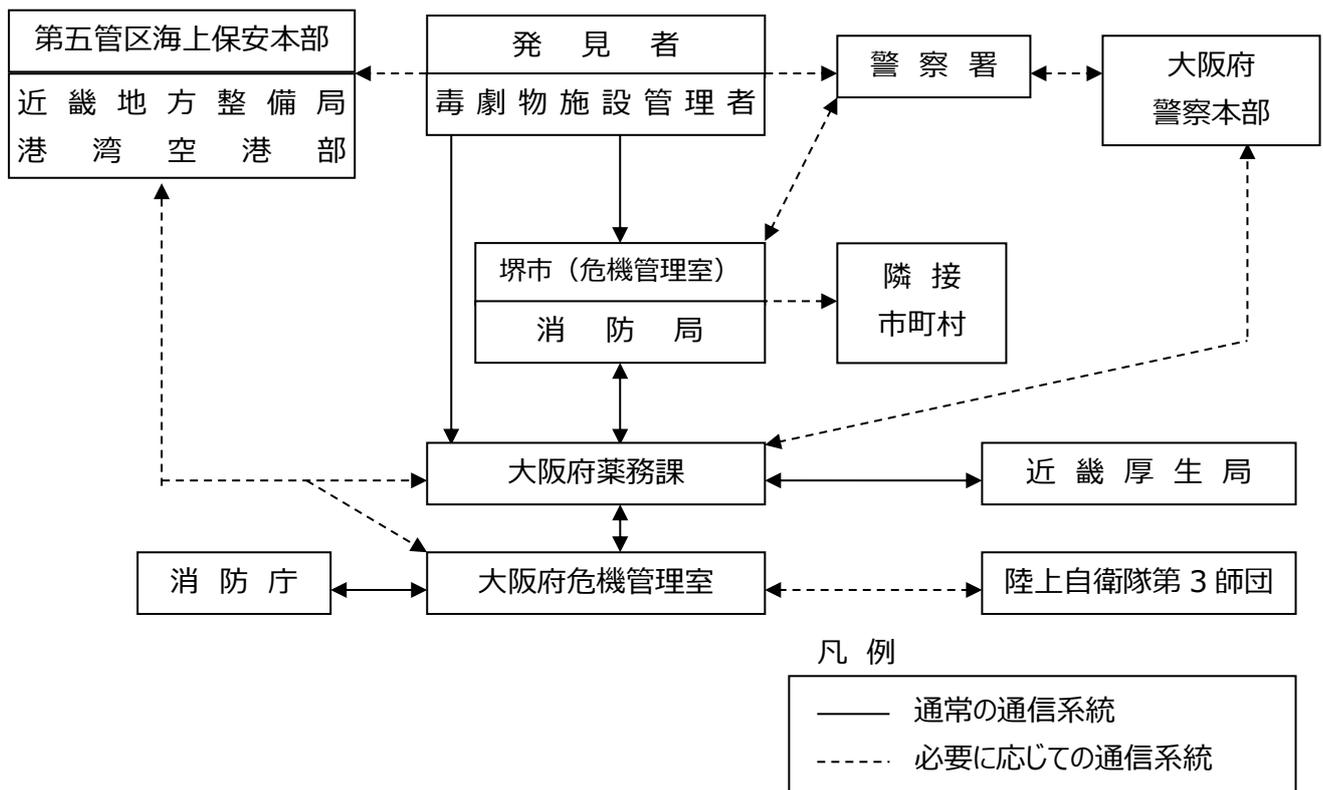
- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、市及び府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

## 第7 毒物劇物災害応急対策

【危機管理室、健康福祉局、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 2 市（危機管理室・健康福祉局・消防局）

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講ずるよう指示する。
- (2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

## 3 府

- (1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講ずるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、市民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

## 4 府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

## 5 事業者

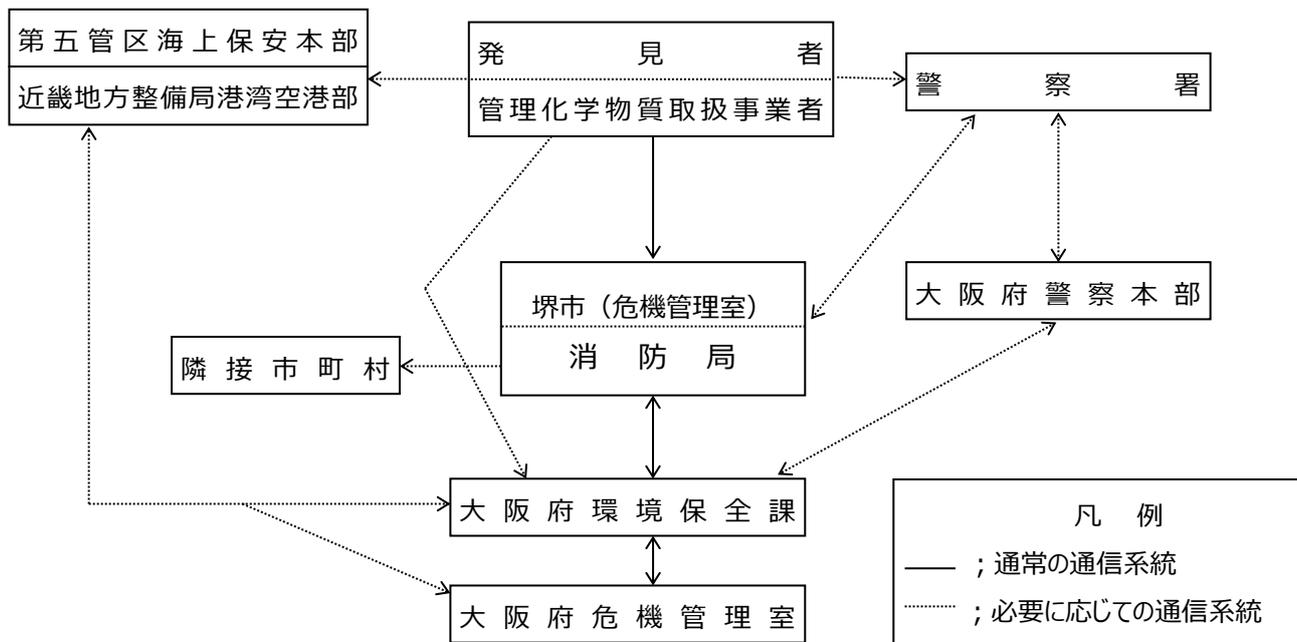
- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、市及び府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第8 管理化学物質災害応急対策

【危機管理室、環境局、健康福祉局、消防局】

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



### 2 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、管理化学物質が流出し市民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずるよう指示する。

### 3 府

関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、市民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

### 4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、市にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

## 第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

### 【第6節の施策体系】

第6節 高層建築物、 市街地災害 応急対策	第1 市の組織動員	P.499
	主担当：危機管理室	
	第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡	P.501
	主担当：危機管理室	
	第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	P.501
	主担当：危機管理室	
	第4 通報連絡体制	P.502
	主担当：危機管理室	
	第5 火災の警戒	P.502
	主担当：危機管理室、消防局	
	第6 市	P.503
	主担当：危機管理室、消防局	
	第7 府警察	P.504
	主担当：府警察	
	第8 大阪ガスネットワーク株式会社	P.505
	主担当：大阪ガスネットワーク株式会社	
	第9 高層建築物、地下街の管理者等	P.505
	主担当：施設管理者	

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

### 第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な高層建築物、市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

#### 1 組織体制

##### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な高層建築物、市街地火災等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な高層建築物、市街地火災等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

(2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

## 3 職員動員計画

(1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

(2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

**4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知**

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

**第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡**

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

**第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置**

【危機管理室】

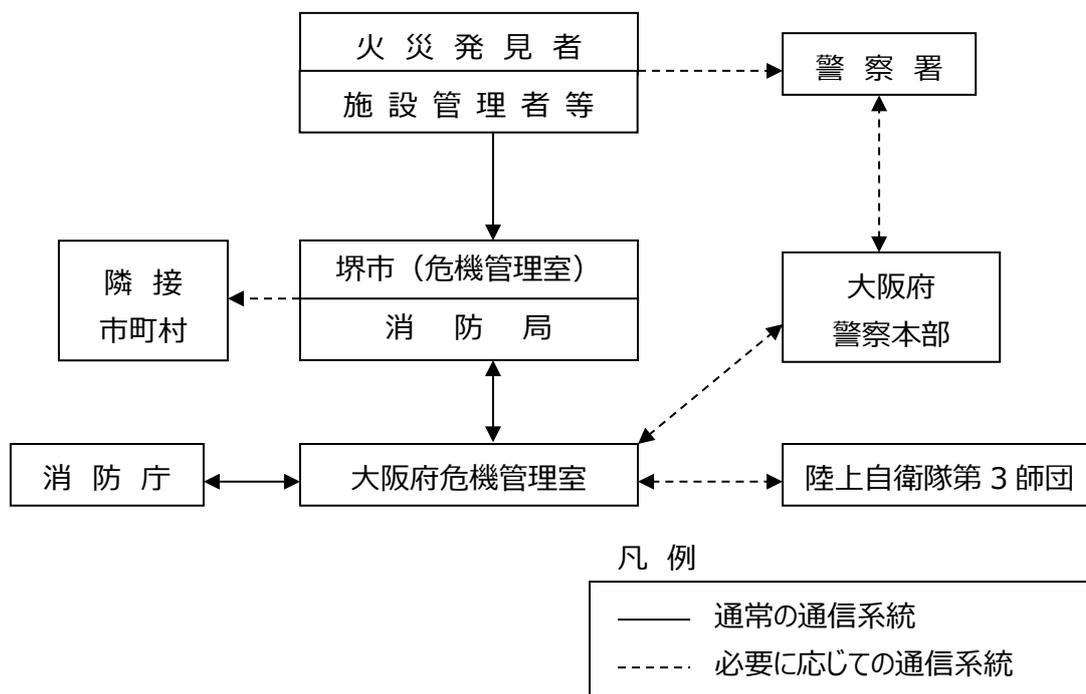
市は、高層建築物、市街地火災が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は既に設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

**第4 通報連絡体制**

【危機管理室】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

## 1 通報系統



## 第 5 火災の警戒

【危機管理室、消防局】

### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報し、府知事は市長に伝達する。

#### (1) 通報基準

大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

#### (2) 通報内容及び時刻

毎日 5 時頃に、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況としてに通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代える。

### 2 火災警報

市長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報を行う場合の基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

### 3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、堺市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

### 4 市民への周知

市は、堺市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

## 第6市

【危機管理室、消防局】

市（危機管理室・消防局）は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

### 1 ガス漏えい事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置する等、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府 LP ガス協会が指定する通報事業所（LP ガスの場合）が行う。

イ 大阪ガスネットワーク株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏えいがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社等に連絡する。

### 2 火災等

市は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策

- (4) 高層建築物の消防用設備等の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止策

### 3 広域応援体制

- (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。
- (2) 府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるときには、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

## 第7 府警察

【府警察】

府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

### 1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

### 2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

### 3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資器材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

### 4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

### 5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

### 6 その他

府警察は、関係機関との密接な連携の下、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

## 第8 大阪ガスネットワーク株式会社

【大阪ガスネットワーク株式会社】

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の施設に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、市の現場最高指揮者に連絡の上行う。

## 第9 高層建築物、地下街の管理者等

【施設管理者】

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、市等へ通報し、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとり、災害の拡大防止のため、必要な措置を行う。

## 第7節 放射線災害応急対策

### 【第7節の施策体系】

第7節 放射線災害 応急対策	第1 市の組織動員	P.507
	主担当：危機管理室	
	第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡	P.509
	主担当：危機管理室	
	第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	P.509
	主担当：危機管理室	
	第4 災害情報の収集・伝達	P.509
	主担当：危機管理室	
	第5 災害広報・広聴	P.509
	主担当：市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関	
	第6 放射線量の測定	P.509
	主担当：府、環境局、健康福祉局、上下水道局、 教育委員会	
	第7 救助・救急活動	P.510
	主担当：消防局、府、府警察、堺海上保安署、自衛隊	
	第8 医療救護活動	P.510
主担当：健康福祉局、消防局、府		
第9 屋内退避・避難誘導	P.510	
主担当：危機管理室、府、府警察、関係各機関		
第10 指定避難所の開設及び運営	P.511	
主担当：健康福祉局、区役所、教育委員会		
第11 広域避難の協議・受入れ	P.511	
主担当：危機管理室、府		
第12 飲料水、飲食物の摂取制限等	P.512	
主担当：健康福祉局、産業振興局、上下水道局、府		
第13 交通規制、緊急輸送活動	P.512	
主担当：建設局、府警察、堺海上保安署		
第14 社会秩序の維持	P.513	
主担当：危機管理室、府		
第15 災害時のチタン廃棄物対応	P.513	
主担当：環境局		

放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講ずる。

## 第1 市の組織動員

【危機管理室】

市は、大規模な放射線事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

### 1 組織体制

#### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な放射線事故等発生の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な放射線事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

#### (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

##### ア 設置基準

- ① 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- ② 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- ③ 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な放射線事故等による災害が発生したと判断したとき
- ④ その他市長が必要と認めたとき

##### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関すること
- ② 職員の配備に関すること
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

## 2 組織及び運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

### (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

## 第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡

【危機管理室】

庁舎内又は市域内に府災害対策本部地域連絡部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

## 第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置

【危機管理室】

市は、放射線災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又は既に設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

## 第4 災害情報の収集・伝達

【危機管理室】

市、府、国をはじめとした防災機関及び放射性物質取扱事業者等は、緊急事態の発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

## 第5 災害広報・広聴

【市長公室、区役所、健康福祉局、各関係機関】

市は、市民等への情報提供にあたっては国、府等防災機関及び放射性物質取扱事業者等と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平時の広報手段を活用するほか、防災行政無線等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や府、防災関係機関と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

- (1) 広報すべき主な内容
  - ア 事故の概要
  - イ 事故対策の状況
  - ウ 市民のとるべき措置及び注意事項
  - エ その他必要と認める事項

また、市民からの問合せ、相談等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合相談窓口を開設する。

## 第6 放射線量の測定

【府、環境局、健康福祉局、上下水道局、教育委員会】

府は、災害の状況に応じて緊急時のモニタリング活動を行う等、放射性物質及び放射線の影響を早期に把握し、関係機関にその情報を迅速に伝達する。

市は、府が実施したモニタリング情報の迅速な把握に努め、必要に応じて緊急時モニタリングを

実施する。

## 第7 救助・救急活動

【消防局、府、府警察、堺海上保安署、自衛隊】

市、府、府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

また、市、府、他市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

## 第8 医療救護活動

【健康福祉局、消防局、府】

市及び府は、国、緊急被ばく医療機関、堺市医師会、大阪府医師会等の協力を得て、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

## 第9 屋内退避・避難誘導

【危機管理室、府、府警察、関係各機関】

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

### 1 屋内退避及び避難等に関する指標

市及び府は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況により防護措置が必要と判断したとき、内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の市民に対して屋内退避の措置をとる。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施する。

### 2 警戒区域の設定

市長は、国の指示又は事故情報や専門家の助言等に基づき、放射線被ばくから市民を防護し、被害の拡大を防止するために特に必要であると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定した時は、府警察その他の関係機関に対し、実効を上げる

ための必要な措置をとるよう要請する。

## 第10 指定避難所の開設及び運営

【健康福祉局、区役所、教育委員会】

市長は、国の指示又は独自に避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定避難所を指定し、周知する。また、指定避難所を指定した場合は、速やかに避難所対応職員等を派遣し、指定避難所を開設する。

なお、運営に当たっては、避難者による自主的な運営を促し、避難者の安全の確保、生活環境の配慮、要配慮者に対するケア及び男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に十分に配慮する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。

あわせて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

## 第11 広域避難の協議・受入れ

【危機管理室、府】

### 1 府内市町村間における広域避難の協議

市域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、当該避難者の受入れについて、他の市町村長に協議する。市町村間による協議が困難な場合は、府に受入れ先市町村の選定等を要請する。

### 2 都道府県域を超える広域避難の要請

府域外への広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、他の都道府県に対する当該避難者の受入れについて、府に当該都道府県との協議及び避難者を移送するための措置を要請する。

### 3 広域避難の受入れ

市は、他の自治体から広域避難者の受入れの協議等があった場合は、受入れられない特段の事情がない限り受入れ、当該避難者の受入れについて可能な限り協力する。なお、原子力災害に係る広域避難の受入れについて、堺市の受入れ（マッチング）担当避難元地域は、滋賀県長浜市の木之本、廣瀬、黒田、田部、千田、西山、田居、北布施、赤尾（全て自治会区）である。

## 第12 飲料水、飲食物の摂取制限等

【健康福祉局、産業振興局、上下水道局、府】

市は、市民の健康を守るため緊急に必要なと認めるとき又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、府と連携し、市民の内部被ばくに対処するため、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

### 2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、府と連携し、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置を行う。

(参考) 飲食物摂取制限に関する指標

	初期設定値		防護措置の概要
核種※3	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目処に飲食物放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を実施
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

### 3 飲料水及び飲食物の供給

府は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、市及び防災関係機関と協力して関係市民への応急措置を講ずる。

## 第13 交通規制、緊急輸送活動

【建設局、府警察、堺海上保安署】

市、府をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

また、府警察及び第五管区海上保安本部は、原子力緊急事態の発出があった場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を実施する。

## 第14 社会秩序の維持

【危機管理室、府】

市、府をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図り、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

## 第15 災害時のチタン廃棄物対応

【環境局】

震災等の災害時には、速やかにチタン廃棄物埋立地に職員を派遣し、地面の亀裂や流動化現象による覆土の異常、チタン廃棄物の露頭若しくは流出の有無の状況を把握し、空間放射線量率を測定し、異常値が検出されないか調査を行う。

チタン廃棄物の露頭等に起因する空間放射線量率が経年測定値の平均を上回る異常を確認した場合は、土地の所有者又は管理者に対して、覆土による応急措置及び立入制限等の被曝防止措置といった対応を求め、速やかに文部科学省に報告し指示を受ける。

## 第8節 林野火災応急対策

### 【第8節の施策体系】

第8節 林野火災 応急対策	第1市（危機管理室・産業振興局）の組織動員	P.514
	主担当：危機管理室、産業振興局	
	第2市（消防局）の組織動員	P.516
	主担当：消防局	
	第3 火災通報等	P.517
	主担当：危機管理室、消防局	
	第4 火災の警戒	P.518
	主担当：危機管理室、消防局	

市は、林野火災が発生するおそれがある場合には火災警戒活動を実施する。

市（危機管理室・産業振興局）は、大規模な林野火災が発生した場合には必要な組織動員体制をとり、府地域防災計画の定めるところにより設置される大阪府林野火災対策本部との連絡調整を図り、対策にあたる。また、市は、堺市消防局林野火災警防計画の定めるところにより消火活動等を実施する。

市及び関係機関は相互に連携を図りつつ迅速かつ組織的に対処し、人家被害・森林資源の焼失等の軽減を図る。

### 第1市（危機管理室・産業振興局）の組織動員

【危機管理室、産業振興局】

市（危機管理室・産業振興局）は、大規模な林野火災による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとり、

#### 1 組織体制

##### (1) 危機管理センター

市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な林野火災事故等発生  
の情報を受信した場合には、被害情報等の収集・分析を行い、災害応急対策の検討を  
行う。

##### ア 危機管理センターの設置

センター長は、市域及びその周辺において、災害となるおそれのある大規模な林野火  
災事故等発生の情報を受信した場合には直ちに、危機管理センターを設置し、災害  
応急対策の検討を行う。

##### イ 所掌事務

- ① 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

- ② 警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関する事
- ③ 職員の配備体制に関する事
- ④ 堺市災害対策本部の設置の必要性の検討に関する事

## (2) 堺市災害対策本部

市長（市長が不在の場合は危機管理室担任副市長、他の副市長、危機管理監の順で代理）は、次の設置基準に該当する場合には堺市災害対策本部を設置する。

### ア 設置基準

- ① 危機管理センターが災害情報により、市域及びその周辺において大規模な事故等による災害が発生したと判断したとき
- ② その他市長が必要と認めたとき

### イ 閉鎖基準

- ① 災害の危険が解消したと災害対策本部長（現地災害対策本部においては現地災害対策本部長。以下同じ。）が認めるとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したと対策本部長が認めるとき
- ③ 政府において武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があったとき
- ④ その他災害対策本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

### ウ 本部の所掌事務

- ① 情報の収集・伝達に関する事
- ② 職員の配備に関する事
- ③ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関する事
- ④ その他災害に関する重要な事項の決定に関する事

## (3) 現地調整所の設置

市（危機管理室・産業振興局）は、林野火災による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、災害対策本部等と消防局現地指揮本部ほか関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

## 2 組織及び運営

対策本部の組織及び運営は、堺市災害対策本部条例及び堺市災害対策本部要綱の定めるところによる。

## 3 職員動員計画

### (1) 配備の基準

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

危機管理センター	事故警戒配備1号	情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	事故警戒配備2号	災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	事故対策配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生する等、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

※ センター長は、事故等の規模・状況に応じて職員の動員配備を行うこととする。

## (2) 防災関係機関の組織動員計画

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

## 4 災害対策本部設置又は閉鎖の通知

市長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに府知事、堺市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知し、公表する。

また、災害対策本部入口に標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言し、その所在を明らかにする。

## 第2 市（消防局）の組織動員

【消防局】

### 1 組織体制

- (1) 現地指揮本部の設置
- (2) 警防本部・消防署に大隊本部の設置

### 2 活動内容

消防局長は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- (1) 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府警察等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。
- (2) 火災の規模等が通報基準に達したときは、本節「第3 火災通報等」により府に速報を行う。
- (3) 隣接市町等への応援要請等
  - ア 火災が拡大して市単独では十分に対処できない場合の、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動準備を要請及びその旨の危機管理センター長等への連絡
  - イ 警戒区域・交通規制区域の指定

- ウ 消防庁長官又は府知事に対する応援隊・飛火警戒隊・補給隊等の編成及び広域航空消防の応援要請並びに応援部隊の受入れ準備
- エ 自衛隊の災害派遣が必要な場合の危機管理センター長等への依頼要請

### 第 3 火災通報等

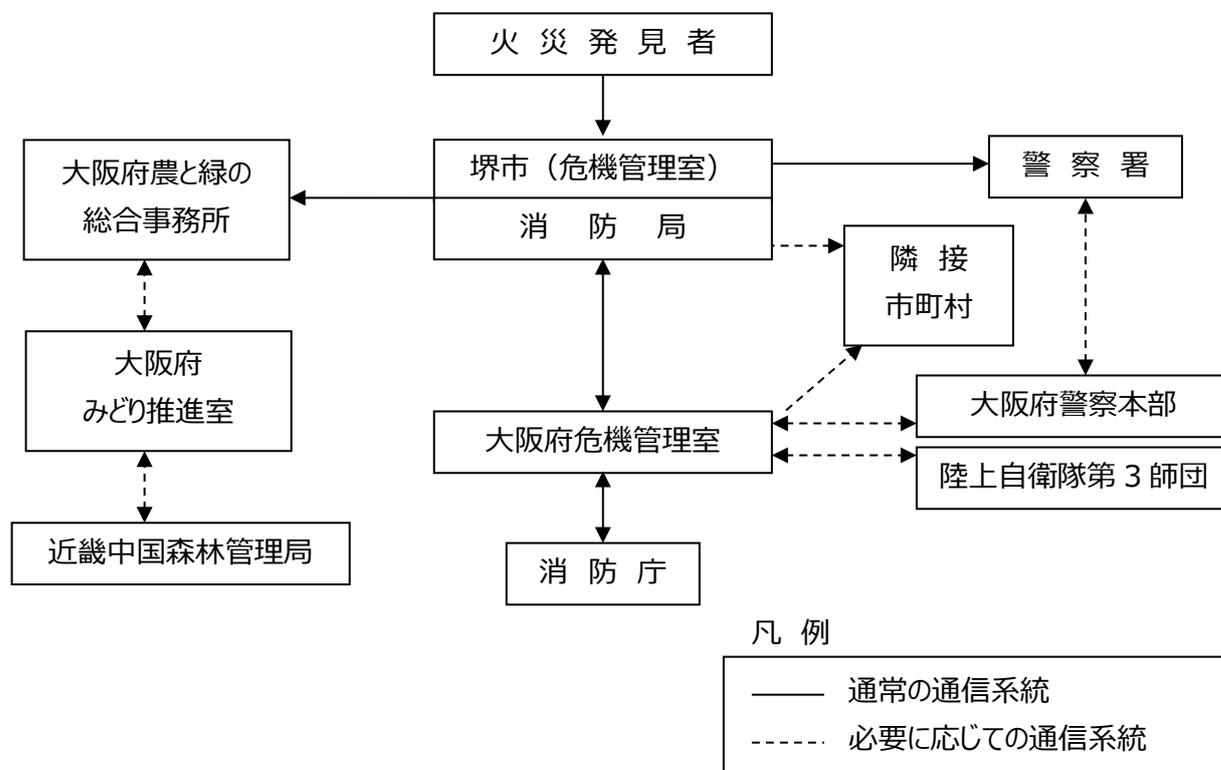
【危機管理室、消防局】

#### 1 通報基準

- (1) 市は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に速報を行う。その後 1 時間ごとに状況を通報する。
  - ア 焼損面積 5ha 以上と推定される場合
  - イ 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合
  - ウ 空中消火を要請する場合
  - エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合
- (2) 府は、林野における火災の規模等が消防庁の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、消防庁に既報を行う。その後新たな情報を入手の都度報告する。
  - ア 焼損面積 10ha 以上と推定される場合
  - イ 空中消火を要請又は実施した場合（大阪市消防ヘリによるものを含む）
  - ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

## 2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



## 第 4 火災の警戒

【危機管理室、消防局】

### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報し、府知事は市長に伝達する。

#### (1) 通報基準

大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

#### (2) 通報内容及び時刻

毎日 5 時頃に、翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予想される場合は、これを以て火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」を発表した場合は、その発表を以て火災気象通報に代える。

## 2 火災警報

市長（消防局長）は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報を行う場合の基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

## 3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、堺市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

## 4 市民への周知

市は、堺市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。